

《 障害福祉サービス等の利用者負担額がある方へ 》

障害福祉サービス等の償還給付のご案内



制度の内容

同じ月に、障害福祉サービス・障害児通所支援・補装具などを利用し、1ヶ月間の自己負担額の合計が、「**基準額**」を超えた場合には、超えた金額を「高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児給付費」として給付します。

なお、同じ世帯で利用者によって「**基準額**」が異なる場合は、原則として高い方の「**基準額**」となります。

※各サービスの利用パターンの例・基準額については、裏面をご覧ください。

自己負担額の給付について

サービスを利用した月の自己負担額の合計が「**基準額**」を超えた場合には、市障がい福祉課への申請により、超えた金額を「高額障害福祉サービス給付費・高額障害児通所給付費」として給付します。

申請の際、市障がい福祉課に持参していただくものは、次のとおりです。



<input type="checkbox"/> 領収書・明細書	短期入所・居宅介護・児童発達支援・放課後等デイサービス ・補装具 等、各サービスの領収書 ※ 利用者負担（1割負担）と、食費や活動費等の 実費負担分の内訳がわかるもの。 ※ 補装具の場合は、利用者氏名・装具名・受渡し日・金額 が書かれている領収書。
<input type="checkbox"/> 預金通帳（写し）	受給者証に記載されている利用者又は保護者名義のもの
<input type="checkbox"/> 印かん	利用者又は保護者のもの
<input type="checkbox"/> 受給者証	障害福祉サービスの受給者証，障害児通所受給者証 等
<input type="checkbox"/> 補装具費支給決定通知書	補装具の支給を受けている場合のみ
<input type="checkbox"/> 高額介護サービス費支給決定通知書	介護保険サービスを利用して、高額介護サービス費の支給を受けている場合のみ

▶ 各サービスの利用パターンの例 ・ 基準額について

パターン	対象例	収入状況 (市町村民税)	基準額 (※注意)
①	同じ世帯に属する児童が、 ・障害福祉サービス (短期入所、居宅介護 等) ・障害児支援 (児童発達支援、放課後等デイサービス 等) の2つを利用	非課税世帯	0円
		課税世帯	受給者証の負担上限月額 ※複数のサービスを利用している場合は、各サービスの負担上限月額のうち、いずれか高い額
②	同じ世帯に属する児童が、 ・障害福祉サービス (短期入所、居宅介護 等) ・補装具 の2つを利用	非課税世帯	0円
		課税世帯	37,200円
③	同じ世帯に属する児童が、 ・障害児支援 (児童発達支援、放課後等デイサービス 等) ・補装具 の2つを利用	非課税世帯	0円
		課税世帯	37,200円
④	同じ世帯に属する複数名(児童も含む。)が、 ・障害福祉サービス (短期入所、居宅介護 等) ・障害児支援 (児童発達支援、放課後等デイサービス 等) ・補装具 ・介護保険サービス (同じ方が障害福祉サービス等を併用している場合のみ) のいずれか2つ以上を利用	非課税世帯	0円
		課税世帯	9,300円 または 37,200円

※注意…「基準額」は、受給者証の「負担上限月額」と異なる場合があります。